

# 服装等規定

《今年度の重点課題》

## 「正しく、美しい制服の着こなしを目指す」

《生徒手帳から》

- (1) 服装は人格をあらわす。常に清潔にし、正しく着用するよう心がける。
- (2) 高校生としての品位を保つ。華美に流れたり、流行を追ったりしない。
- (3) 指定以外の服装をするときは、担任を通じて生徒支援部に届け出る。

《服装に関する規定》

- ①制服 学校指定の制服を着用する。制服の改造は禁ずる。
- ②校内ばき 内ばき、外ばき、スリッパとも学校指定のものとする。
- ③コート類 単色で、華美でないものとする。  
※マフラーについては着用時の長さに危険性が伴わないこと。
- ④頭髪 高校生らしい清潔さ、活動性を保つ髪型とする。  
脱色、染色、パーマ、その他特殊な髪型は禁ずる。
- ⑤通学用靴 華美でない靴・スニーカー類とする。以上の規定に則り、天候に応じた履物を認める。
- ⑥ストッキング 単色で、華美でないものとする。
- ⑦ソックス 単色で、華美でないものとする。但し、小さなワンポイントは認める。  
レッグウォーマー等はその使用を禁じる。
- ⑧化粧・装身具 一切禁止する。
- ⑨通学用靴 華美でないもので、毎日の通学に耐えうるもの。
- ⑩セーター 学校指定のものとする。

《携帯電話》 学校への持ち込み及び使用は、一定の条件を満たす場合、許可する。  
詳細は「本校のソーシャルメディアポリシー」参照。